

平成 27 年 6 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

平成27年6月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成27年6月26日（金曜日） 午前9時～午前11時30分

2 開催場所 南大隅町本庁会議室

3 (1) 出席委員（16人）

会 長	3番	橋 口 初 男
委 員	1番	徳 留 徳 次
〃	2番	有 川 四 男
〃	5番	田 淵 哲 朗
〃	6番	横 原 洋 伸
〃	8番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	愛 甲 博
〃	11番	田 中 秀 実
〃	12番	溝 田 耕 一
〃	13番	野 村 博 巳
〃	14番	武 田 栄 一 郎
〃	15番	持 留 志 保 子
〃	16番	松 山 正 広
〃	18番	竹 之 内 勝 男
〃	19番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
 事務局次長 下園 ひとみ
 支所産業グループ長 川田原 孝二
 事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 37号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 38号 非農地証明願いに係る証明について

議案第 39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 40号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成27年度の活動計画等の決定について

議案第 41号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成27年6月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は16名です。7番、半田委員、17番、富田委員が欠席の届けがありました。よって18名中16名の出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、6番の横原委員と8番の瀬崎委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の下園氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第36号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可申請は3件です。受付番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは2ページです。議案第36号の議案書をご覧ください。農地法第3条の許可申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第36号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで説明に関連して担当委員の現地調査等の報告を求めます。

15番： 15番、持留です。

議長： 15番、持留委員。

15番： 7月23日に譲受人の〇〇氏と現地調査を行いました。この件は3月の定例会で提案のありました駐車場の横になります。現在圃場は耕運すれば作付可能な圃場となっております。〇〇〇〇番等が駐車場になりますと小面積であり水稻を植え付けるのも効率が悪いことから、今回売買の運びとなったようです。調査の意見としましては、譲受人はゴボウ・インゲン・馬鈴薯等の作付を行っており、有効利用が見込まれると考えます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

1番： 1番、徳留です。

議 長： 1 番、徳留委員。

1 番： 譲受人の理由が規模拡大となっておりますが、余りにも面積が狭い所で、規模拡大に該当するのか疑問に思いますが、どうでしょうか。

事務局： ご質問のとおり、事務局としても理由の欄は迷ったところでございまして、多少でも面積が増えるという意味で規模拡大と記載しております。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第36号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第36号受付番号1番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第36号受付番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは6ページをお開きください。

(議案第36号 受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議 長： ここで説明に関連して担当委員の現地調査等の報告を求めます。

2 番： 2番、有川です。

議 長： 2番、有川委員。

2 番： 現況につきましては、当該農地は旧〇〇〇学校の上に位置しております。譲受人がこの場所を長年借りて耕作をしておりました。今はソルゴーが作付されております。調査の意見といたしましては、この農地は〇〇さんがあっせん申出をした農地でありまして、譲受人と相談をいたしまして、今回譲ってもらえることに話がまとまったようであります。譲受人は有効な土地利用をしておりますし、総合的な利用確保もできるということでございますので、何も問題はないかと思っております。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第36号受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第36号受付番号2番は許可することに決定いたします。

議長： 次に、議案第36号受付番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは8ページです。

(議案第36号 受付番号3番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで説明に関連して担当委員の現地調査等の報告を求めます。

10番： 10番、愛甲です。

議長： 10番、愛甲委員。

10番： 6月22日に〇〇さんと現地調査を行いました。現地の状況といたしましては、申請地は〇〇〇集落より〇〇坂へ抜ける道路沿いの〇〇〇支所より100m位のきれいに管理され、いつでも耕作できる場所でした。調査の意見といたしまして、譲受人は申請地の南側に、楠の木林ですが、宅地造成され、今新築中であります。譲受人は譲渡人の甥になり、譲渡人が高齢で耕作ができなくなったことから、所有権移転の運びとなったそうです。今後、菜園等に活用するということでした。審議の方をよろしく願いいたします。

議長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第36号受付番号3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第36号受付番号3番は許可することに決定いたします。

議長： それでは、次に、議案第37号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は1件です。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは10ページの議案第37号の議案書をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は1件です。議案書をもとに説明します。

(議案第37号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

12番： 12番、溝田です。

議長： 12番、溝田委員。

12番： 6月22日に会長、事務局、野村委員、横原委員、武田委員と現地調査をいたしました。場所は根占〇〇〇〇〇集落の〇〇自動車の北側の方の道路沿いです。以前は野菜やヒバが植えてありましたが、現在は何も植えてありません。西側が町道で、北側、南側は宅地になっております。東側は元〇〇〇で雑種地となっております。譲受人は同集落に借家住まいですが、この地に家を建てたいということでもあります。調査の意見としましては周囲は宅地化が進んでおり、譲受人は町外出身ですが、この地に永住されるということで、何も問題はないと考えます。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長： これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手を願ひます。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第37号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手を願ひます。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第37号受付番号1番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： 次に、議案第38号非農地証明願ひに係る証明についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、18ページの議案第38号の議案書をご覧ください。
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は5件です。議案書をもとに説明いたします。

(議案第38号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

14番： 14番、武田です。

議長： 14番、武田委員。

14番： 担当の半田委員が欠席のために、半田委員から調査報告書を預かっておりますので代読いたします。現地の状況ですが、〇〇〇道終点から1km程山手に入り込んだ所であり、3ヶ所とも豚舎と自宅がありました。調査の意見としまして、台帳上は牧場と畑となっておりましたが、現地は豚舎と宅地になっており、当時の畜産事業の何らかの理由で地目が牧場と畑となったのではないかと思います。〇〇〇〇番〇の地目は現在、豚を飼育されており、また、〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番〇は飼育されていなくて豚舎だけ残っておりました。非農地として証明して良いと思われれます。以上、よろしく申し上げます。

議長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問・意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第38号受付番号1番は、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第38号受付番号1番は、非農地として証明することに決定いたします。

議長： 次に、議案第38号受付番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、23ページをお開きください。

(議案第38号 受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

9 番： 9番、松山です。

議 長： 9番、松山委員。

9 番： 6月22日に事務局と会長、横原委員、野村委員、武田委員と調査をいたしました。現地の状況としましては、町道〇〇〇線の道路沿いにあります。30年前に農機具用の倉庫として造られています。調査の意見としましては、30年前に建てられたとはいえ、倉庫はしっかりしています。現在も使用されており、周囲もきれいに除草されています。現在使用されている状況から見ても農地への復旧は困難であると思われます。また、農地に復旧できても鳥獣害の被害で困難な所であります。よろしく申し上げます。

議 長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第38号受付番号2番は、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第38号受付番号2番は、非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第38号受付番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、26ページをお開きください。

(議案第38号 受付番号3番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

10番： 10番、愛甲です。

議 長： 10番、愛甲委員。

10番： 6月22日に現地調査を行いました。現地の状況としましては、申請地は〇〇〇〇を

西へ〇〇〇の町道を200m位はいりこんだ所でした。〇〇〇番は道路の南側、〇〇〇番と〇〇〇番は町道の北側に位置するところでした。調査の意見といたしましては、申請地は40年以上前に杉とヒノキが植林されており、風倒木、雑木等もなく、きれいに手入れされている状態でした。農地への復旧は困難であると考えます。皆様の審議をよろしく申し上げます。

議長： 続きまして、私の担当区もありますので、報告いたします。

6月22日に事務局、愛甲委員、横原委員、野村委員、武田委員と現地調査を行いました。この申請地は〇〇〇の〇〇という集落があったところでした。〇〇〇の駐車場の川下の所でした。昭和41年の水害を経験された方以外は、記憶にある方はいらっしゃらないと思いますが、この集落と発電所前にあった集落は安全地帯に移転をされた経緯があります。水田は、その時の水害によって流失したということで、農地への復元不可能ということで非農地に至ったと説明がございました。入っていけないような状態の所でしたので目視で確認をしたところでした。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問・意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第38号受付番号3番は、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第38号受付番号3番は、非農地として証明することに決定いたします。

議長： 次に、議案第38号受付番号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、32ページをお開きください。

(議案第38号 受付番号4番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

6番： 6番、横原です。

議長： 6番、横原委員。

6 番： 6月22日に会長、松山委員、野村委員、武田委員と現地調査を行いました。申請地は〇〇〇〇〇住宅前の道路を挟んで向かい側になります。申請地は20年以上耕作されておらず、既に原野化しております。現地調査の当日、申請者が欠席されておりましたので、次の日に聞き取りに行っていました。申請地は太陽光発電の候補地であり、昨年8月に可決され、今年2月に許可されましたが、太陽光発電事業中止のため、今回の5条許可取り消し、非農地申請となったところです。付け加えますが、本人が高齢者であり、子供は大阪の方に嫁いでおり、農業廃止されるということで、本人が健在のうちに土地を処分しようということで、買い手がありまして、買い手の条件としまして、現状のままでは買えないということで、非農地でないと契約を結べないということで今回の申請になりました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問・意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第38号受付番号4番は、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第38号受付番号4番は、非農地として証明することに決定いたします。

議長： 次に、議案第38号受付番号5番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、36ページをお開きください。

(議案第38号 受付番号5番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

14番： 14番、武田です。

議長： 14番、武田委員。

14番： 先程の受付番号1番と同じく半田委員の担当区でございますが、欠席のため、現地調査の報告書を読み上げさせていただきます。6月22日に現地を確認いたしました。現地の状況といたしましては、〇〇〇〇終点のすぐ近くにあり、申請人が水田を耕作され

ているすぐ下の崖と雑木林が生い茂った中にありました。調査の意見としまして、20年前の水害で耕作できなくなり、石や雑木等が流れ込み、現在は竹や雑木も生い茂り、とても農地になるような状況ではありませんでした。水田への復旧は困難な状況でございました。よろしくお願いいたします。

議長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありました。これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問・意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第38号受付番号5番は、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第38号受付番号5番は、非農地として証明することに決定いたします。

議長： 次に、議案第39号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、39ページの議案第39号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第39号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくお願いいたします。

議長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

14番： 14番、武田です。

議長： 14番、武田委員。

14番： 事務局が解っていたら教えてほしいのですが、〇番から〇〇番までの〇〇〇〇さんですが、この賦課金の支払いは地主がやっているのか、それとも借主が払っているのか解っていたら教えてください。

事務局： 賦課金の支払いをどちらが払っているかは把握しておりません。

14番： 14番、武田です。

議長： 14番、武田委員。

14番： 賦課金の支払いをどちらがするかというのも利用権設定用紙に明示した方が良いのではないかと思ったものですから聞いたところです。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第39号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第39号は計画のとおり決定いたします。

議長： 次に議案第40号、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成27年度の活動計画等の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 44ページの議案第40号の議案書をご覧ください。
農業委員会は、毎年度、当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画等の検討を行うこととなっており提案するものであります。
今年の3月の定例総会において平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成27年度の活動計画等の決定について説明させていただきました。そして4月上旬に南大隅町のホームページに公表しまして、意見及び要望等を募集いたしました。結果1件も意見要望等がございました。ご承認いただけましたら、国へ報告となっております。

議長： これより質疑にはいりません。事務局からの説明について、ご意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第40号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第40号は原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第41号農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 57ページの議案第41号の議案書をご覧ください。

(議案第41号議案書をもとに資料の朗読及び説明)

58ページをご覧くださいと思います。農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

方針としましては、現行の下限面積30アールの変更は行わない。理由としては、管内の農家で30アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の5割を超えており、また、更なる要件緩和の意見や要望がほとんどないため、今回は下限面積の変更は行わないとして、提案をいたします。よろしくをお願いします。

議長： これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第41号農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第41号、農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定については原案のとおり決定いたしました。

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①行事予定について

議長： それでは、以上をもちまして、平成27年6月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員

